

# 「計画相談支援」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく計画相談支援を提供します。

## ◆◆目次◆◆

1. 事業者.....
2. 事業所の概要 .....
3. 事業実施地域 .....
4. 運営規定の概要 .....
5. 営業時間 .....
6. 職員の体制 .....
7. 当事業所の設備の概要 .....
8. 当事業所が提供するサービスと利用料金 .....
9. サービスの利用に関する留意事項 .....
10. サービスの実施の記録について .....
11. 損害賠償保険への加入 .....
12. 苦情の受付について.....

特定非営利活動法人スカイ・ラヴ

計画相談支援 『スカイ・ペルセウス』

当事業所は障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定により、同法第51条の17第1項に定める指定特定相談支援事業者の指定を受けています。

（大阪府指令事業指第1415-5号）

## 1. 事業者

【名称】 特定非営利活動法人スカイ・ラヴ  
【所在地】 大阪府大阪市平野区瓜破2丁目1-64 平野ビル301号  
【電話番号】 06-6702-0212  
【代表者氏名】 理事長 堀川 清司  
【設立年月日】 平成16年6月

## 2. 事業所の概要

【事業所の種類】 特定相談支援事業所  
(平成30年11月1日大阪府指令事業指第1415-5号)  
【事業の目的】 計画相談支援  
【事業所の名称】 スカイ・ペルセウス  
【電話番号】 06-6702-0212  
【管理者氏名】 管理者 堀川 清司  
【事業所の運営方針について】  
【開設年月日】 平成30年11月1日  
【事業所が行っている他の業務】

## 3. 事業実施地域 平野区、東住吉区、他近隣区域

## 4. 運営規程の概要

### (事業の目的)

特定非営利活動法人スカイ・ラヴ（以下「事業者」という。）が設置するスカイ・ペルセウス（以下「事業所」という。）において実施する指定特定相談支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定特定相談支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援の提供を確保することを目的とする。

### (運営の方針)

事業所は、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行われるものとする。

2 指定特定相談支援事業の実施に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。

3 指定特定相談支援事業の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、計画作成対象障害者等に提供される福祉サービス等が、特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

4 前三項のほか、障害者総合支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定計画相談支援を実施するものとする。

（指定計画相談支援を提供する主たる対象者）

事業所において指定計画相談支援を提供する主たる対象者は次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）
- (2) 知的障害者（18歳未満の者を除く）
- (3) 精神障害者（18歳未満の者を除く）
- (4) 障害児
- (5) 難病等対象者

（苦情解決）

事業所は、その提供した指定計画相談支援に対する利用者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業所は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に應じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第51条の27第2項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に應じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 事業所は市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を市町村又は市町村長に報告するものとする。

6 事業所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんによることができる限り協力するものとする。

(個人情報保護)

事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職責でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の特定相談支援事業者等や障害福祉サービス事業者、その他の関係機関に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置

5. 営業時間

【営業日】 月～金 10時～16時  
 【サービス提供時間帯】 月～金 10時～16時

6. 職員の体制

<各サービス提供時間帯の職員体制> ※ 職員の配置は、指定規準を遵守しています。

平日	10時～16時	配置	指定基準
1. 相談支援員		1名	1名

ほんじぎょうしょ しよくいんたいせい  
 <本事業所の職員体制>

しよくしゅ 職種	じょうきん 常勤	けんむ 兼務	ひじょうきん 非常勤	しよくの ないよう 職務の内容
1. かんりしゃ 管理者		1		かんりぎょうむ 管理業務
2. そうだんしえんいん 相談支援員		1		そうだんぎょうむ 相談業務

7. とうじぎょうしょ しせつせつび がいよう  
 当事業所の施設設備の概要

とうじぎょうしょ しせつせつび がいよう い か  
 当事業所の施設設備の概要は以下のとおりです。

そうだんしつ 相談室	そうだん つか 相談に使われる部屋です。
---------------	-------------------------

8. とうじぎょうしょ ていきよう  
 当事業所が提供するサービスと利用料金

じぎょうしょ おこな して いけいかく そうだんしえん ないよう つぎ  
 事業所で行う指定計画相談支援の内容は、次のとおりとする。

(1) ちいき りようしゃとう にかんする  
 地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談

りようしゃとう たちは た ごんせつてい ないよう おこな むね りようしゃとうまた かぞく  
 利用者等の立場に立って懇切丁寧に 行うことを旨とし、利用者等又はその家族に  
 たい ていきようほうほうとう りかい せつめい おこな  
 対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、  
 ひつよう おう おこな しゅう しょう しえんなどてきせつ しゅうほう つう おこな  
 必要に感じ、同じ障害を有するものによる支援等適切な手法を通じ行うものとす  
 る。

(2) アセスメントの実施

(ア) てきせつ ほうほう により、りようしゃとう しんしん じょうきよう お  
 適切な方法により、利用者等の心身の状況、置かれている環境及び  
 にちじょうせいかつぜんぱん じょうきようとう ひょうか つう りようしゃとう きぼう せいかつ りようしゃとう  
 日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や利用者等が  
 じりつ にちじょうせいかつ いとな しえん かいけつ かだいとう  
 自立した日常生活を営むことができるよう支援するうえで解決すべき課題等の  
 はあく おこな  
 把握を行うものとする。

(イ) りようしゃとう ぼうしん により、りようしゃとう およ かのぞくにめんせつ おこな  
 利用者等の居宅を訪問し、利用者等及びその家族に面接して行うものとする。

また、めんせつ の趣旨を利用者等及びその家族に対して十分に説明し、  
 りかい え  
 理解を得るものとする。

(3) サービス等利用計画案の作成

アセスメントに基つき、とうがいちいき における指定障害福祉サービス、指定施設支援  
 およ して いちいき そうだんしえん い か して いしやうがいふくし とう ていきよう  
 及び指定地域相談支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）が提供され  
 たいせい かんあん して、ちつと てきせつ なふくし サービス等の組み合わせについて検討し、  
 りようしゃとう およ かぞく せいかつ たい いこう そうごうてき えんじょ ほうしん せいかつぜんぱん  
 利用者等及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の  
 かいけつ かだい ていきよう ふくし サービス等の ちくひょう およ たいせい じき  
 解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、  
 ふくし サービス等の種類、内容、量並びに福祉サービス等を提供する上での  
 りゆうじこうなどをきさいするものとする。

(4) サービス担当者会議の開催

サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者（たんとうしゃ）をしょうじゅう して行う  
 かいぎ かいさい たい しょうがいとう  
 会議を開催し、サービス担当者に対する照会等により、サービス等利用計画案の  
 ないよう たいとうしゃ せんちんてき はんら から いけん ちつ  
 内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(5) サービス等利用計画の作成

サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分したうえで、サービス等利用計画を作成し、利用者等及びその家族に対して説明し、文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(6) 継続的なモニタリングの実施

(ア) 利用者等及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に、利用者等の居宅等を訪問し、利用者等に面接し、その結果を記録するものとする。

(イ) モニタリングの結果、必要に応じてサービス利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から(6) に附帯するその他必要な相談支援、助言等。

法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画作成対象障害者等から計画相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

2 計画作成対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を計画作成対象障害者等から受けることができる。

3 第7条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合には、その実費を計画作成対象障害者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

(1) 事業所から片道20キロメートル未満 最大1,000円

(2) 事業所から片道20キロメートル以上 最大2,000円

4 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った計画作成対象障害者等に対し交付するものとする。

5 第2項及び第3項の費用の額に係る指定計画相談支援の提供に当たっては、あらかじめ、計画作成対象障害者等に対し、当該計画相談支援等の内容及び費用について説明を行い、計画作成対象障害者等の同意を得るものとする。

(計画相談支援給付費の額に係る通知等)

事業者は、法定代理受領により市町村から計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、計画作成対象障害者等に対し、当該計画作成対象障害者等に係る計画相談支援給付費の額を通知するものとする。

2 事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の支払いを受けた

場合は、その提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書等を計画作成対象障害者等に対して交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

事業所は、指定計画相談支援を提供している計画作成対象障害者等が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第2号に掲げる額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、当該事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、計画作成対象障害者等及び当該計画作成対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

(5) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、定めたサービスの利用を中止又は変更することが出来ます。この場合にはサービスの実施日の前日16時までに事業者に申し出て下さい。
- ② 利用予定日の前日までに申し出なく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむをえない場合は取消料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用者負担額相当額

- ③ サービス利用の変更・追加は、状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

9. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス内容の変更

サービスの利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(2) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担上限月額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容を変更する場合はできるだけ速やかに本事業所従事者にお知らせください。また、本事業所従事者より「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(3) その他

## 10. サービス実施の記録について

### (4) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、個別支援計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

### (5) 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令（及び社会福祉協議会個人情報保護規定）に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

## 11. 損害賠償保険への加入

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上保険
保険名	・福祉事業者総合賠償責任保険
補償の概要	施設内での事故に備える 利用者が支援計画に沿って行動した時の事故に対応

## 12. 苦情等の受付について

### (1) 当事者における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払や手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

- お客様相談係 <苦情受付窓口（担当者）> 堀川清司
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 10：00～16：00
- <苦情解決責任者 堀川清司>

### (2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

大阪府・区役所 障害福祉サービス担当課	所在地 電話番号・FAX 受付時間	別紙
大阪府社会福祉協議会 (運営適正委員会)	所在地 大阪市中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター1階 電話番号 06-6191-3130 FAX 06-6191-5660 受付時間 月～金曜日(祝日を除く) 午前10時～午後4時	

令和 年 月 日

13. サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年 月 日
-----------------	-------

計画相談支援の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者名 堀川 清司

説明者職名 \_\_\_\_\_ (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、計画相談支援の提供開始に確認しました。

利用者住所

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第1171号(平成18年9月29日)第9条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## (3) 行政機関その他苦情受付機関

平野区保健福祉センター	所在地 大阪市平野区背戸口3丁目 8-19 電話番号 06-4302-9857 F A X 06-4302-9943 受付時間 9:00~17:30
東住吉区保健福祉センター	所在地 大阪市東住吉区東田辺1丁目 13-4 電話番号 06-4399-9986 F A X 06-6629-4533 受付時間 9:00~17:30
大阪府社会福祉協議会 (運営適正委員会)	所在地 大阪府中央区中寺1丁目 1-54 大阪社会福祉指導センター1階 電話番号 06-6191-3130 F A X 06-6191-5660 受付時間 9:00~17:30